

|                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>No.131</b><br/> <b>2014.10.28</b><br/>         (平成 26 年)<br/> </p> | <p><b>あつぎ</b><br/>         — 支部だより —<br/>         あいかわ あつぎ あやせ えびな きよかわ ざま やまと</p>                                                                                                                          | <p><b>もくじ</b><br/>         1 ～ 2・全国労働衛生週間県央地区推進大会<br/>         3……健康だより<br/>             講習会等インターネットで申込みできます<br/>         4 ～ 6・署からのお知らせ<br/>         7……追遅<br/>         8……ディスカバーあつぎ<br/>             支部からのお知らせ</p> |
| <p>発行：(公社) 神奈川労務安全衛生協会厚木支部<br/>         編集：広報部会</p>                                                                                                       | <p>E-mail : <a href="mailto:atsugi@roaneikyo.or.jp">atsugi@roaneikyo.or.jp</a><br/> <a href="http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/atsugi/index.html">http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/atsugi/index.html</a></p> | <p>〒243-0014 厚木市旭町 2-2-26<br/>         TEL(046)228-6660</p>                                                                                                                                                          |

## 『みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理』 平成26年度 全国労働衛生週間県央地区推進大会開催される

9月10日(水)厚木市文化会館小ホールにおいて、労働災害防止協会4団体共催、厚木労働基準監督署後援のもと、全国労働衛生週間県央地区推進大会が会員事業所から多数の参加を得て盛大に開催されました。

推進大会では、最初に陸運労災防止協会神奈川県支部厚木分会 浅生分会長より開会の辞を頂き、第一部の幕が開きました。

主催者を代表して、(公社)神奈川労務安全衛生協会厚木支部 馬場支部長からは「今年の全国労働衛生週

平成26年度 全国労働衛生週間県央地区推進大会  
 みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理



間のスローガンは『みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理』です。しかしなが

ら、仕事や職場生活に強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は多く、平成9年以降、全国で、ほぼ6割を超え推移しております。

また、メンタルヘルス上の理由により休業あるいは療養した労働者も多く、平成25年の労災認定件数も400人を超えていることから、メンタルヘルス対策への取組みが重要な課題となっております。さらに一昨年には、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事案が判明しました。このような化学物質による健康障害

等の防止のため、化学物質を取り扱うすべての事業場において、危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっています。

そこで本年のスローガンのもと、本推進大会を契機として、現場のトップ・管理監督者・産業保健スタッフ・労働者が、それぞれの立場において、より一層『心と体の健康の維持・増進』に取り組むとともに、労働者の心と体の健康が確保された職場の、更なる実現を目指しながら促進を図っていただきたいと思います」と述べられました。

続いて厚木労働基準監督署 中村署長より「厚木署管内の労働衛生の現状は、脳・心臓疾患、健康障害等、これらの労災請求の件数が増加しています。また、労働者の高齢化にともなう腰痛等の職業性疾病も増加傾向にあり、労働衛生対策は重要な局面にあると考えています。そういう中で、監督署として



は、第12次防の推進計画を進めて2年目にあたり、労働衛生の重点としまして3点あります。

一番目は、長時間労働による健康障害を防ぐために、長時間労働を無くす。万が一、時間外労働が発生した場合には、適切に医師による面接指導を受けて頂く。

二番目は、メンタルヘルス対策として、各事業場で心の健康づくり計画を作って頂くようお願いしています。

三番目は、化学物質の強化対策として、リスクアセスメントの実施も呼びかけています。

今年の6月に、労働安全衛生法の改正が公付されていますが、労働衛生対策に関しては①メンタルヘルス対策の強化としてストレスチェックの制度が創設されています。②化学物質についてのリスクアセスメントが義務化されます。施行までにある一定の猶予はありますが、準備をよろしくお願いします。

今年のスローガンは『みんなで進める職場の改善心とからだの健康管理』ですが、健康リスクの中で、一番は長時間労働だと思います。これは、衛生担当だけでなく、労務担当部署、経営トップの経営方針が重要となります。また、健康診断結果では、有所見率がアップしています。働く人の健康づくりが課題となっていますが、会社としていろいろな施策を生かす為に、重要性を認識して、自分の健康は自ら積極的に取り組むことが重要なので、健康リスクにどんなものがあるか、見つめ直して皆で取り組む改善を目指して頂きたい」と、挨拶を頂きました。

続いて、県央地域産業保健センター長 笹生厚木医師会長より「第二次安倍改造内閣がスタートし、増税による消費の多少の足踏みはあるにせよ、経済は回復基調にあります。今年で17年目を向かえる地域産業保健センターとしては、健康診断の結果に基づく、有所見者への医師の面接指導、長時間労働者の脳・心臓疾患発症と健康障害防止のための保健指導としての医師面接、事業所の希望により、職場巡視、産業保健指導を医師が実施します。また、メンタルヘルス不調者の労働者に対し、医師面談の実施をしています。最後に産業医の選任を希望する事業所へ医師の紹介もしています」と、挨拶を頂きました。

その後、厚木管内ハイヤータクシー安全協力会 渡辺会長より大会宣言が読み上げられ盛大な拍手で採択されました。

続いて、厚木労働基準監督署 綾部安全衛生課長よ



り、全国労働衛生週間実施要綱の説明を頂きました。

第二部の特別講演では、3人の講師をお招きしました。

最初に、元横浜市保健所 所長であるとともに、趣味で落語を勉強され、現在は医師の経験を生かして、空巢家小どろ（古橋 彰 氏）師匠として講演活動がされています。演題は『笑って健診 元気に仕事 社員の健康 会社の戦力！！』

次に、厚木保険福祉事務所 吉澤佳代氏から『がん検診受診勧奨インフォメーション』がありました。講演の最後は、神奈川県立体育センター スポーツ情報班 齋藤清美氏から『めざせ！3033運動で健康寿命日本一！！ ～忙しい人のための日常生活運動化プロジェクト！！』と題して、1日30分・週3回・3ヶ月間 継続して運動やスポーツを行う「3033運動」について実演を交えて説明を頂きました。



最後に、建設業労働災害防止協会神奈川支部厚木分会 山本分会長より閉会の辞を頂き無事大会を終了しました。

（アツギ株式会社 池田 広 記）



## 『健康づくりと睡眠の心がけ』

A G C 旭硝子（株）相模工場  
衛生管理者 池田 都子

秋の風が心地良く、冷暖房を使わずに比較的眠りやすい季節になりました。

睡眠は、心身の疲労を回復し健康を保つために、運動・栄養とともに大切な要素です。

厚生労働省は今年の3月に「健康づくりのための睡眠指針 2014～睡眠12箇条～」を発表しました。

11年ぶりの指針の改定に当たっては、次の基本的な3つの方向性が重視されています。

- ①科学的根拠に基づいた指針とすること
- ②ライフステージ・ライフスタイルを別に記載すること
- ③生活習慣病・こころの健康に関する記載を充実すること

| 健康づくりのための睡眠指針 2014～睡眠12箇条～     | 指針の構成           |
|--------------------------------|-----------------|
| 1. 良い睡眠で、心も体も健康に               | 総論              |
| 2. 適度な運動、しっかり朝食、ねむりとめざめのメリハリを  | 睡眠に関する基本的な科学的知見 |
| 3. 良い睡眠は、生活習慣病予防につながります        |                 |
| 4. 睡眠による休養感は、こころの健康に重要です       |                 |
| 5. 年齢や季節に応じて、ひるまの眠気で困らない程度の睡眠を |                 |
| 6. 良い睡眠のためには、環境づくりも重要です        |                 |
| 7. 若年世代は夜更かし避けて、体内時計のリズムを保つ    | 予防や保健的指導        |
| 8. 勤労世代の疲労回復・能率アップに、毎日十分な睡眠を   |                 |
| 9. 熟年世代は朝晩メリハリ、ひるまに適度な運動で良い睡眠  |                 |
| 10. 眠くなってから寝床に入り、起きる時間は遅らせない   |                 |
| 11. いつもと違う睡眠には、要注意             | 早期発見のための要点      |
| 12. 眠れない、その苦しみをかかえずに、専門家に相談を   |                 |

厚労省ホームページより

この指針を参考に生活習慣を見直して、より良い睡眠を確保しましょう。

### 11月より講習会・研修会の申込みをインターネットでご利用になれます!!

厚木支部・平塚支部・小田原支部で11月より講習会・研修会がWEB申込みできるようになります。  
 神奈川労務安全衛生協会 本部のWEBシステムを既に利用している会員の皆様は本部のNETメンバーID、パスワードがそのまま使用できます。未登録の方も登録は簡単です。

登録したNETメンバーID、パスワードはWEB申込みを実施している各支部でも共通利用ができます。

また、WEB申込みを行うと入力情報がメールで確認ができ、受講票、請求書（会員のみ）は申込時に発行可能となります。

登録をお待ちしています。

詳細は厚木・平塚・小田原各ホームページにてお知らせいたします。

## 署からのお知らせ

## 特定化学物質障害予防規則等を改正しました

**ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)  
について健康障害防止措置が義務づけられます**

**クロロホルムほか 9 物質について、有機溶剤から  
特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけ  
られます**

クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン・  
ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・  
テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン  
※これらの10物質を「クロロホルムほか9物質」といいます

改正政省令・告示は、平成26年11月1日から施行・適用します。  
(一部に経過措置があります)

厚生労働省では、事業場において労働者が有害物にさらされる(ばく露)状況を把握するため、「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。この報告に基づき、リスク評価を実施し、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。

今回のリスク評価の結果、**ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)**と「**クロロホルムほか9物質**」についても規制が必要とされたので労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則を改正しました。

## 目 次

- 主な規定の適用一覧 (P2)
- ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (P3)  
有害性・性状・用途 / 容器・包装への表示(ラベル) / 文書の交付等(SDS) / 特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率 / 発散抑制措置等 / 作業主任者 / 漏えい防止のための措置等 / その他の措置 / 作業環境測定 / 健康診断
- クロロホルムほか9物質 (P7)  
有害性・性状・用途 / 規制対象の範囲 / 発散抑制措置等と呼吸用保護具(有機則の準用) / 局所排気装置など設置の例外と呼吸用保護具 / 必要な保護具の備え付け / 作業主任者 / 作業環境測定 / 健康診断 / 特別管理物質としての措置 / その他の措置 / 有機則の準用の適用除外 / 文書の交付等(SDSの裾切り値の変更) / 有機則第24条第1項の規定に基づく掲示

◆このパンフレットでは、各法令の名称を次のように略記しています。

労働安全衛生法→安衛法 労働安全衛生規則→安衛則 労働安全衛生法施行令→安衛令 特定化学物質障害予防規則→特化則  
有機溶剤中毒予防規則→有機則



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

署からのお知らせ

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧）

| 条文  | 規制内容      | ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP) | クロロホルムほか9物質を1%を超えて含有する物              | クロロホルムほか9物質1%以下、かつ特別有機溶剤と有機溶剤と合計して5%を超える物 |
|-----|-----------|-------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------|
| 安衛法 | 57        | 表示                            | ●                                    | ●                                         |
|     | 57の2      | 文書の交付                         | ●                                    | ●                                         |
|     | 88        | 計画の届出                         | ●                                    | ●                                         |
|     | 2         | 定義                            | 「特定第二類物質」                            | 「特別有機溶剤等」                                 |
|     | 2の2       | 適用除外（業務）                      | ●（DDVPを含む製剤の成形加工又は包装業務以外全て）          | ●（有機溶剤業務以外全て）                             |
|     | 4         | 特定第2類物質等の製造に係る設備              | ●                                    |                                           |
|     | 5         | 特定第2類又は管理第2類物質に係る設備           | ●                                    |                                           |
|     | 6         | 4・5条の適用除外                     | ●                                    | ×                                         |
|     | 7         | 局排等の性能                        | ●（抑制濃度0.1mg/m <sup>3</sup> ）         |                                           |
|     | 8         | 局排等の稼働時の要件                    | ●                                    |                                           |
|     | 12の2      | ぼろ等の処理                        | ●                                    | ×                                         |
|     | 13～20     | 漏えいの防止（特定化学設備）                | ●                                    | ×                                         |
|     | 21        | 床の構造                          | ●                                    | ×                                         |
|     | 22、22の2   | 設備の改造等の作業                     | ●                                    | ×                                         |
|     | 23        | 退避等                           | ●                                    | ×                                         |
|     | 24        | 立入禁止措置                        | ●                                    | ×                                         |
|     | 25        | 容器等                           |                                      |                                           |
|     |           | 堅固な容器                         | 第1項                                  | ●                                         |
|     |           | 容器等への表示と保管                    | 第2,3項                                | ×                                         |
|     |           | 空容器の保管上の措置                    | 第4項                                  | ●                                         |
|     |           | 貯蔵場所の設備                       | 第5項                                  | ●                                         |
|     | 26        | 救護組織等                         | ●                                    | ×                                         |
|     | 27(28)    | 作業主任者の選任                      | ●（特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者講習会を修了した者から選任） | ●（有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任）                |
|     | 29～35     | 定期自主検査、点検、補修等                 | ●                                    | ×                                         |
|     | 36        | 作業環境の測定                       |                                      |                                           |
|     |           | 実施                            | ●                                    | ●                                         |
|     |           | 記録の保存                         | ●（30 年）                              | ●（30年）                                    |
|     | 36の2      | 測定結果の評価と記録の保存                 | ●（30年）                               | ●（30年）                                    |
|     |           | 管理濃度                          | 0.1mg/m <sup>3</sup>                 | 各物質について別表に掲載                              |
|     | 36の3、36の4 | 評価の結果に基づく措置                   | ●                                    | ●                                         |
|     | 37        | 休憩室                           | ●                                    | ×                                         |
|     | 38        | 洗浄設備                          | ●                                    | ×                                         |
|     | 38の2      | 喫煙、飲食等の禁止                     | ●                                    | ×                                         |
|     | 38の3      | 掲示                            | ●                                    | ×                                         |
|     | 38の4      | 作業の記録と保存                      | ●（30年）                               | ●（30年）                                    |
|     | 38の8      | 特別規定                          | ×                                    | 有機則の準用                                    |
|     | 39～40の3   | 健康診断                          |                                      |                                           |
|     |           | 雇入れ、定期配転後                     | ●                                    | ●                                         |
|     |           | 記録の保存                         | ●（30年）                               | ●（30年）                                    |
|     | 41        | 健康診断結果の報告                     | ●                                    | ●                                         |
|     | 42        | 緊急診断                          |                                      |                                           |
|     |           | 特定化学物質                        | 第1項                                  | ●                                         |
|     |           | 特別有機溶剤等                       | 第2,3項                                | ●                                         |
|     | 43～45     | 呼吸用保護具等の備え付け                  | ●                                    | ×                                         |
|     | 53        | 記録の報告                         | ●                                    | ×                                         |

クロロホルムほか9物質に係る有機溶剤中毒予防規則の準用（特化則第36条の5、38条の8、41条の2）

| 条文         | 規制内容    | クロロホルムほか9物質を1%を超えて含有する物 | クロロホルムほか9物質1%以下、かつ特別有機溶剤と有機溶剤と合計して5%を超える物 |
|------------|---------|-------------------------|-------------------------------------------|
| 有機溶剤中毒予防規則 | 1       | 定義                      | ●                                         |
|            | 2～4     | 適用除外（許容消費量）             | ●                                         |
|            | 5       | 第1種、第2種有機溶剤に係る設備        | ●                                         |
|            | 6       | 第3種有機溶剤に係る設備（タンク等の内部）   | ●                                         |
|            | 7～13の3  | 適用除外（周壁開放・臨時・短時間・設置困難等） | ●                                         |
|            | 14～18の3 | 局排等の性能要件等               | ●                                         |
|            | 20-23   | 定期自主検査、点検、補修            | ●                                         |
|            | 24      | 掲示                      | ●                                         |
|            | 25      | 区分の表示                   | ●                                         |
|            | 26      | タンク内作業                  | ●                                         |
|            | 27      | 事故時の退避等                 | ●                                         |

| 条文         | 規制内容      | クロロホルムほか9物質を1%を超えて含有する物 | クロロホルムほか9物質1%以下、かつ特別有機溶剤と有機溶剤と合計して5%を超える物 |
|------------|-----------|-------------------------|-------------------------------------------|
| 有機溶剤中毒予防規則 | 28        | 作業環境の測定（有機溶剤混合物）        | ●*                                        |
|            |           | 実施                      | ●                                         |
|            |           | 記録の保存                   | ●*（3年）                                    |
|            | 28の2      | 測定結果の評価                 | ●*（3年）                                    |
|            | 28の3、28の4 | 評価の結果に基づく措置             | ●*                                        |
|            | 29-30の2   | 健康診断（有機溶剤混合物）           | ●*                                        |
|            |           | 雇入れ、定期                  | ●                                         |
|            |           | 記録の保存                   | ●*（5年）                                    |
|            | 30の3      | 健康診断結果の報告               | ●*                                        |
|            | 31        | 健康診断の特例                 | ●*                                        |
|            | 32-34     | 送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用    | ●                                         |
|            |           | 保護具の数等                  | ●                                         |

クロロホルムほか9物質、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパンをあわせて「特別有機溶剤」という。

\* 特別有機溶剤と有機溶剤を合計して5%以下のものを除く

## 署からのお知らせ

## 最低賃金のお知らせ

厚木労働基準監督署

- 最低賃金の件名 **神奈川県最低賃金**  
 効力発生年月日 **平成 26 年 10 月 1 日**

1 時間

887 円

- ・神奈川県内の事業場で雇用されるすべての労働者に適用されます。
- ・パートタイマー，臨時，アルバイト等の労働者にも適用されます。
- ・派遣労働者については，派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されますので，派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。
- ・特定（産業別）最低賃金が適用される労働者でも，改定されるまでの間は上記の神奈川県最低賃金が適用されることになります。

時間額以外の賃金から最低賃金との比較計算をする場合，下記の賃金を除外したものが対象となります。

- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・臨時に支払われる賃金（結婚手当金など）
- ・所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（残業手当など）
- ・所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日出勤手当など）
- ・午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち，通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜手当など）
- ・精皆勤手当
- ・通勤手当
- ・家族手当

月額賃金の場合，最低賃金を上回っているかの計算は下記の計算式によって確認してください。

$$\text{月給額} \times 12 \text{ か月} \div \text{年間総所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$$

例

- ・月給 180,000 円（内訳 基本給 :145,000 円，精皆勤手当 :10,000 円，家族手当 :10,000 円，通勤手当 :15,000 円）
- ・所定労働時間 毎日 8 時間
- ・年間所定労働日数 255 日

の場合

まず，月給 180,000 円から最低賃金の対象とならない精皆勤手当，家族手当，通勤手当を除くと，月給額は 145,000 円になります。

年間総所定労働時間は

$$255 \text{ 日（年間所定労働日数）} \times 8 \text{ 時間（1 日の所定労働時間）}$$

で算出しますので

$$2,040 \text{ 時間}$$

となります。

これを上記の計算式に当てはめると，

$$\text{月給額 } 145,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \div 2,040 \text{ 時間} \div 887 \text{ 円} < 887 \text{ 円}$$

となりますので，この場合は最低賃金を満たしていないことになります。



## 『料理と人』

グレースジャパン(株)  
三輪 俊介



何かの案件を処理する際に“～をどう料理するか見ものだ”とか言います。

“〇〇は味のある男だ”とも言います。

英語では、“He has a strange taste. (あいつは変な奴だ)”などと人のことを味わいで表現したりもします。人の動きや個性を味覚で表現する・・・面白いですね。

人間は食べなくては生きていけませんし、食べてもらわなくては生かせません。

自分を活かしてもらう、食べてもらうためにうまく調理するのです。

さて、料理を作る上で大切なことはなんでしょうか？

食材を選ぶこと、調理法を選ぶことです。その季節の旬や、見た目も重要な要素ですね。

いつも最高の食材が揃うわけではありません。また、よい食材ほど高額で、出来るだけ安いに越したことはありませんね。

人参が傷んでいる、ジャガイモから芽が出ている、肉がかたい、野菜が青臭い。そういった場合、どうしますか？

傷んだ人参は捨てませんね。傷んだ部分を切り取ればいい（安全衛生上こんなことを書いていいのでしょうか？イインデス（川平慈英調））。芽も取ればいいのです。

かたい肉はパイナップルで挟めばいい。

いい仕事するけど意思の疎通が出来ない、接客は素晴らしいけれどちょっと余計、とても真面目だけどつまらない、仕事は早いが生意気だ、etc…。人にも色々な味があります。

人と付き合う上では何よりも腕が問われます。それぞれの食材には旨味と同時に欠点もあります。例えば筍ですが、灰汁（あく）が抜けていないと何ともよろしくない味がします。蕨（わらび）なんかも灰汁が抜けていないとなんとも美味しくない。人にもいやな味はあります。生意気なんて言うのは、その典型ではないでしょうか？うまく料理されていなくて、“生”臭かったり、青臭いのです。

でも、腕のよい料理人はそれぞれの素材の良いところを生かし、それらの欠点さえ料理の一部にしてしまう。春の味を感じてもらうために、落の薑（ふきのとう）は苦みを残して供されますね。

そう、“生”だったり、苦かったりするのですが、“意気（ごみ）”はあるのです。

その意気を生かしながら、美味しく作り、食べる。そこで、ちょっと“生”な感じも出して野趣を楽しむ。そう考えると、料理なんてあまり美味しくてもだめですね。ちょっと不味い位がいいのかも知れません。

**“珍味と美味は違います。珍味が美味とは限りません。永六輔”**

料理人も管理職も同じような気がします。偶然にも自分の調理場に来てくれたのですから、大切にしたいものです。

講習会等の最新情報は厚木支部ホームページをご覧ください。

<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/atsugi/index.html>



## 「厚木神社」

この9月から私の勤務致します東リ（株）厚木工場では、事務所棟の新築工事が着工されました。弊社厚木工場は、昭和38年（1963年）に操業が開始されて以来51年が経過しようとしておりますが、事務所もほぼその当時の建物のまま現在に至っておりますため老朽化が激しく、この度の新築工事となった次第でございます。その新築工事地鎮祭を厚木神社にお願い致しましたことから、今回の「ディスカバリーあつぎ」は『厚木神社』を調べてみようと思いました（厚木神社揭示物、インターネット等から引用致しました）。

住所は厚木市厚木町3-8、小田急線本厚木駅から北東へ約400m、相模大橋の手前に現在ではひっそりと位置しております。由緒を調べてみますと歴史はとても古く、円融天皇の御代（みよ）（969～984年）に、天皇代行の摂政職藤原伊尹（コレタダ）公により勧請（かんじょう）されたと伝えられております。当時は郷内の田村堀にあったそうですが、水害により承徳年間（1097～1099年）に現在の地に遷されたとあります。鎌倉時代には「源平の戦い扇の矢」で有名な那須与一が眼病平癒祈願をした伝説や、江戸時代になっては下野国烏山藩の所領となり、神社



脇には厚木陣屋が設けられたことから、この神社の近辺が厚木草創期より郷民の安寧と政治経済の中心として栄えてきたことが伺えます。厚木神社の尊称は、明治維新以後の名称だそうで、それ以前は一般には「お天王様」と言われ、例祭には近郷より参詣の人々が列をなすほどであったそうです。例祭は現在でも地域の人々によって脈々と受継がれている様子がネットに掲載されております。弊社では以前敷地内で第2工場を建設した時にも地鎮祭を厚木神社にお願い致しまして、個人的にはご縁を感じずにはられません。1000年近くこの地で歴史を見守ってこられました厚木神社に、厚木市民として改めて敬意を表し、同時にいつまでも歴史が語り継がれていかれますことを願うばかりです。

（東リ(株)厚木工場 山崎 和明 記）

## 支部からのお知らせ

### 今後の支部行事予定

- 11月 5日（水）階層別危険予知訓練（KYT）講習会
- 11月 6日（木）・ 7日（金）職長安全衛生教育講習会
- 11月10日（月）・11日（火）リスクアセスメント実践講習会（2日間コース）
- 11月12日（水）労務管理講座
- 11月14日（水）リスクアセスメント講習会（半日コース）
- 12月 3日（水）・ 4日（木）衛生管理者受験準備講習会（厚木・小田原・平塚支部共催）
- 12月 5日（金）職場安全衛生功労者表彰・年末情報交換会
- 12月10日（水）階層別危険予知訓練（KYT）講習会

### ※年末年始休暇のお知らせ

12月27日（土）～1月2日（金） 1月5日（月）より通常業務